

経営事項審査で「とび・土工工事業」又は「解体工事業」を申請される皆様へ

平成26年6月4日に公布された改正建設業法等のうち、建設業の許可業種として『解体工事業』が追加される規定が平成28年6月1日から施行されます。

これにより、今までとび・土工工事業の許可で請け負うことができた解体工事について、平成28年6月1日以降、軽微な工事以外の解体工事を請け負う場合は解体工事業の許可が必要になります。

ただし、経過措置として、法施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者の皆様は、平成31年5月31日までの間（施行日から3年間）は、解体工事を請け負うことができます。

また、法施行日時点でとび・土工工事業の資格を有する技術職員として認められている方は、平成33年3月31日までの間は、解体工事業の資格を有する者とみなされます。（改正建設業法施行規則・附則第4条参照）

なお、経営事項審査では、次のとおり取り扱うこととなりますのでご留意願います。

平成28年6月1日から平成31年5月31日までの申請分の取扱い

1. 工事種類別完成工事高（別紙一）について

とび・土工・コンクリート工事の完成工事高に解体工事の完成工事高が含まれている場合は、その解体工事の完成工事高を抜き出し、解体工事業を申請する場合は解体工事の実績として、解体工事業を申請しない場合は「その他工事」として計上してください。元請完成工事高についても同じ取扱いです。

平均完成工事高の算出方法について2年平均を選択された場合は、審査対象事業年度の前年度分について、また、3年平均を選択された場合は、審査対象事業年度の前年度分及び前々年度分について、解体工事が含まれている場合は、その解体工事の完成工事高を抜き出し、前述のとおり取り扱ってください。

また、とび・土工・コンクリート工事の完成工事高に解体工事の完成工事高が含まれている場合も、含まれていない場合も、必ずコード300「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」を使って、とび・土工・コンクリート工事の完成工事高と解体工事の完成工事高の合計額を記入してください。元請完成工事高についても同じ取扱いです。

これは、法施行によりとび・土工・コンクリート工事の完成工事高から解体工事の完成工事高が除かれることで、法施行前の旧のとび・土工・コンクリート工事の完成工事高で評価した場合との差が生じるため、法施行前の評価も併せて行うための措置ですので必ず記入してください。この評価（総合評定値）は結果通知書の下部（解体工事の次）に記載されます。

2. 工事経歴書について

とび・土工・コンクリート工事の完成工事高に解体工事の完成工事高が含まれている場合は、解体工事業許可の有無にかかわらず、その解体工事の完成工事高をとび・土工・コンクリート工事の完成工事高とは別の工事経歴書に記載してください。

また、平均完成工事高の算出において2年平均を選択された場合は、審査対象年度の前年分について、また、3年平均を選択された場合は、審査対象年度の前年分及び前々年分について、とび・土工・コンクリート工事の完成工事高に解体工事の完成工事高が含まれている場合は、その解体工事の完成工事高を抜き出し、解体工事の工事経歴書及び解体工事を除いたとび・土工・コンクリート工事の工事経歴書をそれぞれ作成のうえ提出してください。

なお、上記のとおり作成していただく2年分若しくは3年分の工事経歴書は、経営事項審査上必要なものとして、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間の経過措置期間中に申請していただく場合をお願いするものであり、決算変更届に添付していただく工事経歴書とは異なる取扱いとなります。

3. 技術職員名簿（別紙二）について

解体工事業の許可を取得し、とび・土工工事業と併せて解体工事業を申請する場合で、登載する技術職員が、とび・土工工事業及び解体工事業の資格を有する場合は、その技術職員の評価業種として、とび・土工工事業及び解体工事業の業種に1業種を加えることができます。

上記に該当し、一人の技術職員に対し3業種の評価を受けたい場合は、業種コード99「とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）」を使用してください。

記載例 「土木工事業01」「とび・土工工事業05」「解体工事業29」→「01」「99」

平成28年6月1日から平成33年3月31日までの申請分の取扱い

・技術職員の資格コードについて

平成28年6月1日時点に現にとび・土工工事業の資格を有する技術者については、改正建設業法施行規則附則第4条の規定により、解体工事業の技術者とみなされることとなります。このように解体工事業の技術者としてみなされる方については、新たに設けられた解体工事業の暫定資格コードを使用することで評価対象となりますので、技術調査課ホームページに掲載する「資格コード一覧」から該当するコードを選択し記載してください。

記載例 1級土木施工管理技士「113」→ みなされた資格の場合「11C」
2級土木施工管理技士(土木)「214」→ みなされた資格の場合「21D」

【注意】

解体工事業の技術者としてみなされた方の経営事項審査上の評価は、平成33年3月31日申請分までとなりますので、平成33年4月1日以降の申請において、解体工事業の技術者として引き続き評価を受けられたい方は、審査基準日（決算期日）までに解体工事業の技術者としての資格を取得する必要があります。